

国立大学法人広島大学 第4期中期計画

【令和4年3月30日 文部科学大臣認可】
【令和5年3月29日 文部科学大臣変更認可】

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

【1】-1 第3期中期目標期間中に研究大学強化促進事業などにより構築した「感性脳科学」、「ゲノム編集」、「デジタルものづくり」などの卓越した研究拠点を継続的に創出する仕組みを活用して、地域から地球規模に至る社会課題の解決、科学技術イノベーション創出及びSDGsやSociety5.0等の実現に資する中核研究分野を特定する。特定した分野を中心に次世代研究者育成プログラム「未来を拓く地方協奏プラットフォーム」などにより培ったノウハウや本学独自の若手研究者育成制度「育成助教」を活用して、ポスドクを含む優秀な若手研究者を獲得・育成し、世界で活躍する人材を輩出するとともに、博士課程学生への生活費相当の研究専念支援金の支給や研究費支援などを充実する。これらの取組により平和を希求する総合研究大学として国際的プレゼンスを高め、優秀な研究者が世界から結集する世界最高水準の拠点を構築する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【1】-1-1 国際共著論文数を令和2年度から25%増加させる。 【1】-1-2 生活費相当の研究専念支援金等を受給する博士課程学生の割合を全体で35%にする。 |
|------|---|

【1】-2 第3期中期目標期間中に再編した大学院の学位プログラムをさらに充実させる。特に、平和を希求する理念の下でSDGs達成等世界的課題を解決できる国際人材育成に取り組むため、研究科等関係課程実施基本組織の設置等を進め、各研究科の関係のもと、社会的課題に対し、多方面から俯瞰し、多様な見方の中から最適な解決策を選び取る能力を身に付けた人材を養成する。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 【1】-2-1 研究科等関係課程実施基本組織等の新たな学位プログラム修了生の修了時アンケートにおいて「大学院教育について満足した」と回答する学生の割合（第4期中期目標期間中の平均）を80%にする。 【1】-2-2 研究科等関係課程実施基本組織等の新たな学位プログラム修了生の就職・進学希望者における就職・進学率を80%にする。 |
|------|--|

【1】-3 ハーバード大学やシカゴ大学からの学生の受入実績があるSTEM（Science, Technology, Engineering, Mathematics）分野や医学分野を中心に国際共同研究を展開する世界トップレベルの大学に戦略的に働きかけ、研究インターンシップ（広島大学 Global Research Internship Program(HU-GRIP)）による学生受入れをさらに拡大し、優秀な留学生の積極的な獲得につなげる。また、受け入れた学生との交流は、本学学生に大きな刺激を与えると同時に、本学から世界トップレベルの大学への学生派遣の拡大につながる。これにより、国際感覚を持ち、世界で活躍できる人材を養成する。

| | |
|------|--------------------------------------|
| 評価指標 | 【1】-3-1 HU-GRIPによる受入れ・派遣人数を年間30人にする。 |
|------|--------------------------------------|

- 【1】-4 研究設備のリモート化をはじめとする研究DX（デジタルトランスフォーメーション）等を活用し、知的資産が集積する拠点を形成するため、データ基盤を含む最先端設備の整備・共用化の推進や共用設備の一元管理の徹底により、研究開発の効率化、高速化、高度化を図る。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | <p>【1】-4-1 第3期中期目標期間末の共用設備の10%を、遠隔利用や実験の自動化等で高度化させる。</p> <p>【1】-4-2 共用設備の学内外利用件数を第3期中期目標期間末から10%増加させる。</p> |
|------|--|

- 【1】-5 感染症パンデミック発生時にはワクチン製造ができ、平時にはバイオ医薬品を製造できるデュアルユース設備を有する国際水準の拠点を整備する。この拠点を活用し、日本、米国、欧州の医薬品の製造管理及び品質管理の基準（GMP）を理解した国際水準の医薬品製造に対応できる人材を育成するとともに、産業界等との受託研究及び共同研究により、国際水準の医薬品製造に貢献する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | <p>【1】-5-1 GMP教育の修了者数を12人（累計）にする。</p> <p>【1】-5-2 医薬品等に関する受託研究又は共同研究を3件（累計）実施する。</p> |
|------|---|

- 【2】-1 広島大学「カーボンニュートラル×スマートキャンパス5.0宣言」の実現に向け、本学、東広島市及び住友商事株式会社等との包括連携協定に基づく協力のもと、太陽光発電、地中熱やバイオマスの利用などの環境整備を行い、再生可能エネルギーの徹底活用によりカーボンニュートラルに貢献する。また、国際交流拠点施設周辺に次世代通信技術（ローカル5G）等の環境整備を行い、東広島キャンパス周辺地域の地方自治体や企業との「共創」によりSociety5.0を実装したスマートキャンパスの実現に取り組む。さらに、これらの成果を他の地域に展開する仕組みを構築し、広島県や広島市をはじめとする地方自治体や経済界に対するシンクタンク的役割を果たす。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | <p>【2】-1-1 東広島キャンパスにおける消費電力の再生可能エネルギー比率50%を達成する。</p> <p>【2】-1-2 東広島市以外の2つの地方自治体から人材を受け入れる。</p> |
|------|--|

- 【2】-2 新しい平和科学の理念である「持続可能な発展を導く科学」を実践するため、地域におけるSDGsの達成に向けて、地方自治体と連携して地域の社会的な課題の解決に資する教育研究プロジェクトを創出し、学生や地域住民の地域課題解決の取組への参画を通じて、来るべき未来社会について真剣に考え創生する意欲を持つ学生への学びの機会を提供する。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | <p>【2】-2-1 地方自治体との人事交流の規模を双方向で4人ずつ、単方向（本学受入れ）で3人にする。</p> <p>【2】-2-2 東広島市等の地域と連携して実施する教育研究プロジェクトの実施件数を第4期中期目標期間中に延べ120件にする。</p> |
|------|--|

- 【2】-3 海外のトップ研究者や優れた留学生との交流の場である国際交流拠点施設を積極的に活用した、一般市民・企業・本学構成員等が定期的に交流する国際交流イベント等を開催する。これにより、世界中から集う人々との多様な交流を通じた異文化理解や多様性の尊重を育む場を提供することで、平和で快適な共生社会の実現を推進する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | <p>【2】-3-1 国際交流拠点施設で開催する国際交流イベントへの参加者数を年間200人にする。</p> |
|------|---|

2 教育に関する目標を達成するための措置

- 【3】-1 教育研究の多様性を確保し、データサイエンス等の基本的素養や幅広い教養を身に付けた視野の広い人材を養成する。そのため、本学が中国四国地方の教育ハブ拠点となり、「知を鍛える-広大名講義100選-」（ホームページ上で公開する本学の魅力的な授業科目）の拡充やデジタル教材の共有等、デジタル技術を活用し、大学の枠を越えて高等教育のみならず、初等中等教育や社会人教育も含め、幅広い分野の「知」を共有する新たな教育環境と学修成果等を学生自らが活用できる情報基盤を構築する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【3】-1-1 学士課程の開講授業科目のLMS (Learning Management System) 利用率を60%にする。 【3】-1-2 卒業時アンケートで「主専攻プログラムの到達目標を達成できた」と回答する学生の割合（第4期中期目標期間中の平均）を90%にする。 【3】-1-3 他大学等へのデジタルコンテンツ等の教育資源共有数を第3期中期目標期間末から50%増加させる。 |
|------|---|

- 【3】-2 異文化理解を促進し、グローバルな視野を持つ国際的教養人を養成するため、日本人学生と留学生がともに学ぶ全学横断的な外国語による教育プログラムを導入する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【3】-2-1 日本人学生と留学生がともに学ぶ教育プログラムの卒業時アンケートで「大学入学時と比較して平和や地球環境、異文化理解などグローバルな視点から考える力が向上した」と回答する学生の割合（第4期中期目標期間中の平均）を80%にする。 |
|------|---|

- 【4】-1 第3期中期目標期間に再編した大学院の学位プログラムについて、それぞれの養成する人材像に沿った入学者選抜及び人材養成が行われているかどうかを検証し、改善する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【4】-1-1 博士課程前期の修了時アンケートにおいて「大学院教育について満足した」と回答する学生の割合（第4期中期目標期間中の平均）を90%にする。 【4】-1-2 就職・進学希望者における就職・進学率を90%にする。 |
|------|---|

- 【5】-1 第3期中期目標期間に再編した大学院の学位プログラムについて、学位論文指導や審査体制の在り方を含め、それぞれの養成する人材像に沿った人材養成が行われているかどうかを検証し、改善する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【5】-1-1 博士課程の修了時アンケートにおいて「大学院教育について満足した」と回答する学生の割合（第4期中期目標期間中の平均）を90%にする。 【5】-1-2 大学全体の博士号授与率（授与者数/入学定員）の第4期中期目標期間中の平均を70%にする。 |
|------|---|

- 【5】-2 博士人材の多方面での活躍を促進するため、博士課程学生等を対象とする実践的な育成プログラムを整備し、アカデミアからノンアカデミアまでの多様なキャリアに対する理解の促進、トランスファラブルスキルの養成、企業等への長期インターンシップや学内でのティーチング活動を含むOJTなどの機会を充実させる。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | <p>【5】-2-1 博士人材の多方面での活躍を促進するための実践的育成プログラムの年間受講者総数を令和2年度から50%増加させる。</p> <p>【5】-2-2 教員指導のもとで授業の実施等を行うことができるティーチング・フェロー資格取得者数（累計）を第3期中期目標期間中から20%増加させる。</p> |
|------|--|

- 【6】-1 柔軟で創造的な法的判断力を修得させるため、法科大学院及び法学部法曹コースの教育において、個別学修指導による「統合型教育プログラム」（基礎から応用への法的知識積み上げ型教育のあらゆる段階で、法的思考モデルを提示し課題発見法を探索させる融合型教育）を実施し、学びの転換を促し法的思考力を鍛える教育を実践する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | <p>【6】-1-1 修了後1年目までの司法試験合格率（在学中合格含む）の第4期中期目標期間中の平均が第3期中期目標期間の平均合格率を上回る値にする。</p> <p>【6】-1-2 修了生が就職した企業等へのアンケートにおけるプロフェッショナル性評価項目（組織への貢献度、改善への追求意欲度、自己省察度及び自己錬磨度）の評点の第4期中期目標期間中の平均を4点（5点満点）以上にする。</p> |
|------|---|

- 【7】-1 学生の海外派遣人数の拡大や、優秀な留学生の積極的な獲得のため、受入れ、派遣、交換留学における、STARTプログラム等の本学独自の多彩な国際交流プログラムの拡充や、Webサイトでの英語による情報発信（トピックス、研究室や大学生活について紹介等）の充実、さらに、オンライン上で応募から受入れまで完結できる受入システムの導入により、国際的で多様な学修機会を提供する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | <p>【7】-1-1 受入留学生（通年）及び留学経験学生数（Virtual Exchange導入授業及び派遣・留学プログラム経験学生数を含む）（通年）を合計で4,000人にする。</p> |
|------|---|

- 【7】-2 世界展開戦略としてアジア、北米、その他の地域において、海外校友会やステークホルダーの協力を得て、優秀な留学生の獲得や、各地域の大学・政府機関・企業との共同研究及び産学連携等の事業展開などを行う海外拠点を重点整備する。これらの拠点をハブとして活用し、各地域において整備してきた複数の海外拠点を有機的に連携し、さらなる海外の大学や地域とのネットワークを拡大・拡充する。

| | |
|------|-----------------------------|
| 評価指標 | <p>【7】-2-1 ハブ拠点を3か所にする。</p> |
|------|-----------------------------|

【8】-1 多様な文化・価値観を学び、多様性を育む自由で平和な国際社会の実現を追求する環境を学生に提供するため、第3期中期目標期間に包括協定を締結した国立特別支援教育総合研究所と連携する等インクルーシブ教育拠点を充実させ、学生のインクルーシブ・マインドの醸成を行う。国籍を問わず、日本人学生や留学生が集い、外国語で交流できるスペース（グローバルコモンズ等）を一層活性化させるとともに、留学生相談窓口の充実、国際交流イベント（海外大学と共同開催する短期教育セミナー等含む）の開催により、国境を越えた多様な学生が安心して学べる環境を提供し、キャンパスのグローバル化を推進する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | <p>【8】-1-1 アクセシビリティ、ダイバーシティ、グローバル化・国際協力に関する授業科目の受講者数を入学者数の50%にする。</p> <p>【8】-1-2 グローバルコモンズ及び国際交流イベント等への参加者総数を年間1,700人にする。</p> |
|------|---|

【8】-2 学生生活や教育プログラムに関する会議等に学生が正規のメンバーとして参画する仕組みを整備することで、これまで以上に学生からの意見を取り入れ、多様な学生が安心して学べる環境を構築する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【8】-2-1 学生が正規メンバーとして参画する会議等の領域を5つ（教育学習支援、課外活動、国際交流、広報、施設）にする。 |
|------|---|

3 研究に関する目標を達成するための措置

【9】-1 多くの人文・社会科学系の教員を擁する本学の特徴を生かし、人文・社会科学系、自然科学系それぞれの領域の基礎的理論や知見及び領域間を融合した「総合知」により、産学官民が連携・協働して社会課題解決に資する共同研究を推進し、社会実装に繋がるイノベーションを持続的に生み出す仕組みを構築するとともに、東日本大震災における原発事故からの復興を支える大学として放射線災害に関する研究を発展させる。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | <p>【9】-1-1 共同研究件数を令和2年度から10%増加させる。</p> <p>【9】-1-2 大学発ベンチャーを18件（累計）設立する。</p> <p>【9】-1-3 放射線災害に関する共同研究数を第3期中期目標期間末から10%増加させる。</p> |
|------|---|

【9】-2 医療情報管理システムで得られる様々な電子カルテ情報の形態を変換して一本化する技術を開発、応用し、複雑な医療情報を迅速に解析できる「情報基盤システム」を構築する。併せて生体から得られる生体試料そのものと生体試料の情報を統合管理する「生体試料システム」の整備を行う。最終的には情報基盤システムと生体試料システムを統合することで治療と研究を一本化することにより、診療の質の向上とともに、治験や臨床研究を効率化、高速化、高度化して実施し、新たなイノベーション創出に繋げる。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【9】-2-1 新規の特定臨床研究の実施件数を令和2年度から50%増加させる。 |
|------|---|

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

【10】-1 アリゾナ州立大学 サンダーバードグローバル経営大学院-広島大学グローバル校などの海外の有力大学が本学で展開する学位プログラムを支援し、本学の学生と同学位プログラムの学生との魅力的な交流機会を創出する。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 【10】-1-1 国際交流イベント等に参加した学生の満足度アンケートにおいて、「イベントについて満足した」と回答する学生の割合（第4期中期目標期間中の平均）を80%にする。 |
|------|--|

【10】-2 本学が海外の有力大学で展開する広島大学森戸国際高等教育学院北京校などの教育プログラムにおいて、グローバルな教育・学修環境を提供し、本学への関心を高めることに繋げる。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 【10】-2-1 本学が海外の有力大学で展開する教育プログラムの修了生における日本への留学を希望している者のうち本学への留学希望者数を50%にする。 |
|------|--|

【10】-3 ニューノーマルにおける教育の更なる高度化を目指し、リアル（現実）とバーチャル（仮想）を有効に組み合わせ、キャンパスの枠を越えて授業を展開する「バーチャルクラスルームデジタルラーニング（VCDL）」環境を構築し、時間や空間の制約を超えた学修環境を提供する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【10】-3-1 大学全体の開講授業科目のLMS（Learning Management System）利用率を50%にする。 |
|------|---|

【10】-4 海外有力大学との間で研究者及び学生の交流を活発化させることにより、教育と研究を一体化した戦略的パートナーシップを構築し、各大学の強みや実績のある分野を中心とした国際共同研究が継続的に推進できる基盤を作る。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 【10】-4-1 連携大学との国際共著論文数（累計）を第3期中期目標期間中から50%増加させる。 |
|------|--|

【11】-1 本学が有する放射光物質物理学研究拠点、生体医歯工学共同研究拠点、放射線災害・医科学研究拠点の3つの共同利用・共同研究拠点において、国内外の関連する研究者コミュニティと連携し、異分野融合による新分野の創成等、大学の枠を越えた共同研究によって優れた研究成果を創出し、大学の強み・特色としての機能強化と社会課題解決に貢献する。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 【11】-1-1 共同利用・共同研究拠点における学外者との共同研究数を第3期中期目標期間末から10%増加させる。 |
|------|--|

- 【12】-1 スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業やワールド・ワイド・ラーニング（WWL）コンソーシアム構築支援事業、研究開発学校としての実践研究、大学教員と連携・協力した教育研究活動等を一層推進し、社会に開かれた科学技術を先導する人材育成の起点となる科学教育カリキュラムの開発、グローバルな社会課題の解決等に向けた教科等横断的で探究的な学びを通じた、イノベティブなグローバル人材を育成するためのカリキュラムの開発、3つの次元（躍動する感性・レジリエンス・横断的な知識）の基礎となる資質・能力を育成する幼小中一貫教育カリキュラムの研究開発等の成果を我が国の初等・中等・高等教育の水準を向上させるために全国に展開する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【12】-1-1 SSH、WWL、研究開発学校等の国からの委託事業、及び本学の「大学・附属学校園間における教育・研究協力依頼に関する取扱要項」に基づく大学と連携した教育研究活動に関わる協力件数（累計）を、第3期中期目標期間中から20%増加させる。 |
|------|---|

- 【13】-1 本学が国外の研究機関と連携して取り組んでいる医療人研修や医療支援などの取組をさらに発展させる。これらの国際貢献拠点の窓口となる「インターナショナルメディカルハウス」を構築し、感染症・ゲノム・生活習慣病などの高度医療人材の養成支援や医療技術支援、最先端医療共同研究を行う。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【13】-1-1 学術・技術指導のための海外への派遣件数を過去6年間（平成27年度～令和2年度）から50%増加させる。 【13】-1-2 国際医療人材養成のための海外への派遣件数を過去6年間（平成27年度～令和2年度）から50%増加させる。 |
|------|---|

- 【13】-2 医師の働き方改革が推進され、医師不足が予想される中においても、行政と連携し、地域の医療機関との人的協力関係を強化することにより、医療人としてのキャリア形成のシームレスな支援を通じて、広島県及び隣接する地域における医療に一層貢献する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【13】-2-1 本学から広島県及び隣接する地域の医療機関に派遣する医師数を、令和3年度の水準にする。 |
|------|---|

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 【14】-1 教職員がそれぞれの役割を果たす一体感のある体制を目指し、構成員との対話等による大学のビジョン等の共有を図り、適切な執行体制の構築・見直しを行う。また、適正な職務を遂行するため、学長のリーダーシップのもと、各コンプライアンスに関する規則等を遵守するなど内部統制の実効性を高めるとともに、内部通報・外部通報の仕組みを適切に運用する。さらに、すでに実施している「本学独自の外部有識者による部局組織評価」を継続するなど外部の知見を法人経営に生かすための様々な意見や提案の聴取を行うとともに、学内外の専門的知見を有する者を引き続き役員等に登用し、法人経営への参画を推進する。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | 【14】-1-1 ガバナンス・コードへの対応状況を、毎年度、学内外の専門的知見を有する者からの評価を受けて公表する。 |
|------|--|

【15】-1 キャンパス全体が有機的に連携し、共創できる拠点「イノベーション・コモンズ」の実現に向けて、キャンパスマスタープランに基づき、多様なステークホルダーとのパートナーシップを深化させ、社会に開かれた大学としての機能を強化する。具体的には、教育研究施設の老朽改善整備や、「施設情報の見える化」システムを構築することにより、本学独自の面積基準を活用した教育・研究スペースの再配分及び保有面積の抑制等の全学的な施設マネジメントに取り組み、教育研究の機能強化や産学官の連携強化に資する全学共用スペースを拡充する。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | <p>【15】-1-1 施設の長寿命化のための老朽改善整備面積を3,990㎡にする。</p> <p>【15】-1-2 全学共用スペースを第3期中期目標期間末から40%拡充する。</p> |
|------|--|

【15】-2 自然科学研究支援開発センター・機器共用・分析部門による全学的な研究設備管理体制のもとで、研究支援実績に応じた研究設備整備計画の策定や研究設備利用促進に向けた運営体制を強化するとともに、特に遠隔利用を促進して、学外からの利用の利便性を向上させ、学内外からの利用を増加させる。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【15】-2-1 共用設備の学内外利用件数を第3期中期目標期間末から10%増加させる。 |
|------|---|

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

【16】-1 安定した財務基盤を構築するため、自己収入源の多元化及び外部資金等の獲得推進に向けた企画・支援体制を強化し、自己収入・外部資金収入額を増加させる。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【16】-1-1 自己収入・外部資金収入額（附属病院収入除く）を、令和2年度実績（国や地方公共団体の補正予算及び予備費による新型コロナウイルス感染症に係る外部資金受入実績、施設整備に用途が限定された大型寄附金の受入実績を除く）から、10%増加させる。 |
|------|---|

【16】-2 経済的困窮学生の支援、留学生の受入れ及び学生の海外派遣の支援、博士課程学生の支援等の学生への継続的な支援や、本学のビジョンに基づく重点配分、教育研究活動の成果・実績等に応じたメリハリのある予算配分等を実施する。

| | |
|------|--|
| 評価指標 | <p>【16】-2-1 生活費相当の研究専念支援金等を受給する博士課程学生の割合を全体で35%にする。</p> <p>【16】-2-2 受入留学生（通年）及び留学経験学生数（Virtual Exchange導入授業及び派遣・留学プログラム経験学生数を含む）（通年）を合計で4,000人にする。</p> |
|------|--|

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

【17】-1 エビデンスベースの法人経営（EBMgt）を実現するため、IRデータを活用して、エビデンスに基づく企画立案と、全学評価委員会による自己点検・評価及び学外者による評価を毎年度実施し、IRデータ及び評価結果をBI（Business Intelligence）ツールを用いて可視化することで、意思決定に活用するとともに、構成員の法人経営への理解と参画を促す。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | <p>【17】-1-1 自己点検・評価及び学外者による評価を毎年度実施する。</p> <p>【17】-1-2 新たに構築したBIツールの利用率を90%にする。</p> |
|------|---|

【17】-2 本学の長期ビジョン、自己点検・評価結果、財務情報及び非財務情報を有機的に結び付けた統合報告書を毎年度発行する。また、法人経営に対する理解・支持の獲得に向けて、統合報告書を活用した報告会を開催する等、多様なステークホルダーとの双方向の対話の機会を創出する。

| | |
|------|---------------------------------|
| 評価指標 | 【17】-2-1 統合報告書を活用した報告会を年1回開催する。 |
|------|---------------------------------|

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

【18】-1 可能なものすべてがデジタル化される社会を前提として、情報セキュリティを確保し、教育・研究形態そのものを変革し新たな価値を創造するデジタル・キャンパスの推進を目指して、「広島大学DX推進基本計画」の基本方針（大学運営戦略における位置づけの明確化、既存人材の研修体制強化とデジタル人材の強化、人的資源・開発・運用等の集約化・共通化、個人情報保護、情報セキュリティへの対応、オープンスタンダード及びオープンソースソフトウェアの活用）に基づき、本学が優先する全学的事項（教育・学習データの活用と教育コンテンツのデジタル化、事務業務の事業継続と高度化等）を実施する。

| | |
|------|---|
| 評価指標 | 【18】-1-1 大学全体の開講授業科目のLMS（Learning Management System）利用率を50%にする。 【18】-1-2 各種申請手続き（給与関係、調達、研究申請支援）のオンライン化を全学で実施する。 |
|------|---|

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 64億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画 該当事項なし

2. 重要な財産を担保に供する計画 該当事項なし

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容 | 予定額（百万円） | 財源 |
|------------|-----------|---------------------------------|
| ・（霞）動物実験施設 | 総額 846 | 施設整備費補助金（414） |
| ・小規模改修 | | （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 （432） |

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について令和4年度以降は令和3年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- 多様性を育む自由で平和な国際社会の実現に貢献する大学として、第6期科学技術・イノベーション基本計画等を参考に、性別や国籍、年齢や障害の有無等にかかわらず、国内外から優秀で多様な人材を確保する。
- 第3期中期目標期間において構築し実績を上げてきた、学長のリーダーシップによる教員人事の全学一元管理のもと、教育研究組織の枠を越えた教員配置を行う仕組みを発展させる。また、本学の機能強化を更に推進するため、分野の特性を考慮した第4期中期目標期間中の教員配置計画を策定し、戦略的・計画的な人事を行う。
- 「持続可能な発展を導く科学」を実践する優秀かつ多様なバックグラウンドを持つ人材を確保するため、第3期中期目標期間において構築し新規採用教員に適用している年俸制、テニュアトラック制度及びクロスアポイントメント制度について、継続的に見直しつつ効果的に活用する。
- 広島大学基本理念、長期ビジョンを踏まえた法人経営を実現するために策定した「国立大学法人広島大学における法人経営人材の育成方針について」に基づき、法人経営を担い得る教職員を長期的・多角的な視野に立って計画的に育成する。
- 教職員のクオリティオブライフを高めるため、継続的に人事に関する制度を見直し、教職員が制度を活用しやすい環境を整備する。

3. コンプライアンスに関する計画

- 研究活動に係る不正行為防止体制の整備に基づき、本学において研究に携わる者に対して研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する教育を行い、規範意識を醸成することで研究不正の防止を図る。
- 学長の強力なリーダーシップのもと、研究費等不正使用の根絶に向け、研究費等の適正な使用に対する意識の向上と浸透を図るため、不正防止計画推進部署が、監事及び内部監査部門と連携し、コンプライアンス教育や確認書の徴取に加え、啓発活動等の不正使用防止策を全学体制で実施する。
- 業務の適法かつ適正な執行と社会的信頼の確保のため、毎年度、個人情報の管理状況の点検を実施するとともに、個人情報の取扱いについて研修を実施し、啓発活動を継続することで法令遵守を徹底する。
- 第3期中期目標期間に改訂した「情報セキュリティ対策基本計画」を基礎とし、評価・分析に基づく改訂を行いながら、情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動、情報セキュリティ対策に係る自己点検・内部監査を継続して実施する。また、外部監査として、ISO/IEC 27001及び27017に基づく情報セキュリティ認証を継続する。

4. 安全管理に関する計画

- 労働安全衛生法等を踏まえ、学生及び教職員を対象とした安全衛生に係る研修等を毎年度実施することにより、リスクマネジメント及び安全衛生管理の意識向上に取り組む。

5. 中期目標期間を超える債務負担

- 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

6. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① 東千田キャンパス法曹養成を核とした人文社会科学系拠点整備事業
 - ② 霞キャンパス医療人養成拠点整備事業
 - ③ 霞キャンパス動物実験施設整備事業
 - ④ 病院の診療環境向上のための医療機器整備事業
 - ⑤ 教育研究環境の充実を図るための建物修繕を含めた施設整備事業
 - ⑥ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

7. マイナンバーカードの普及促進に関する計画

- 学生及び教職員に対し、ポスター掲示やパンフレットの配布などで、マイナンバーカードに関する情報を提供し、普及を促進する。

別表1 学部、研究科等及び収容定員

| | |
|------|--|
| 学部 | 総合科学部 640人 文学部 540人 教育学部 1,700人 法学部 720人 経済学部 800人 理学部 940人 医学部 1,136人 歯学部 478人 薬学部 316人 工学部 1,810人 生物生産学部 380人 情報科学部 610人 (収容定員の総数) 10,070人 |
| 研究科等 | 人間社会科学研究科 1,369人【内39人】 先進理工系科学研究科 1,286人【内47人】 統合生命科学研究科 550人【内30人】 医系科学研究科 615人【内7人】 スマートソサイエティ実践科学研究院【123人】 (収容定員の総数) 修士課程・博士課程前期 2,238人 博士課程後期 1,074人 一貫制博士課程 388人 専門職学位課程 120人 ※【内〇人】は、スマートソサイエティ実践科学研究院（研究科等 関係課程実施基本組織）に活用する収容定員を内数で示す。 |

別表2 共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点

| | |
|-------------|--|
| 共同利用・共同研究拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・放射線災害・医科学研究拠点（原爆放射線医科学研究所） ・放射光物質物理学研究拠点（放射光科学研究センター） ・生体医歯工学共同研究拠点（ナノデバイス・バイオ融合科学研究所） |
| 教育関係共同利用拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・人と海の持続的共存・発展を目指したOn-ship里海教育共同利用拠点（生物生産学部附属練習船豊潮丸） ・食料の生産環境と食の安全に配慮した循環型酪農教育拠点（統合生命科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター西条ステーション（農場）） ・里海の持続的利用およびレジリエンスを学ぶ教育拠点（統合生命科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター竹原ステーション（水産実験所）） ・時空を超えて学ぶ・しまなみ海道広域海洋生物教育共同利用国際拠点（統合生命科学研究科附属臨海実験所） |

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和4年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|---------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 150,876 |
| 施設整備費補助金 | 414 |
| 船舶建造費補助金 | 0 |
| 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 | 432 |
| 自己収入 | 238,397 |
| 授業料及び入学料検定料収入 | 56,562 |
| 附属病院収入 | 179,359 |
| 財産処分収入 | 0 |
| 雑収入 | 2,476 |
| 産学連携等研究収入及び寄附金収入等 | 40,471 |
| 長期借入金収入 | 0 |
| 計 | 430,590 |
| 支出 | |
| 業務費 | 379,656 |
| 教育研究経費 | 209,914 |
| 診療経費 | 169,742 |
| 施設整備費 | 846 |
| 船舶建造費 | 0 |
| 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等 | 40,471 |
| 長期借入金償還金 | 9,617 |
| 計 | 430,590 |

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額224,489百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、令和5年度以降は令和4年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人広島大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の
人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の
人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の
人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の
人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の
維持保全に必要となる経費。
- ③「ミッション実現加速化経費」：ミッション実現加速化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び
収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（令和4年度入学料免除率で算出される
免除相当額については除外。）
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員
超過分等）及び雑収入。令和4年度予算額を基準とし、第4期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相
当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度にお
けるI (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収
入。K (y - 1) は直前の事業年度におけるK (y)。

| |
|---|
| $\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y)$ |
|---|

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

$$\underline{A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)}$$

(1) $D(y) = D(y-1) \times \beta$ (係数)

(2) $E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$

(3) $F(y) = F(y)$

(4) $G(y) = G(y)$

D(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F(y) : ミッション実現加速化経費 (③) を対象。なお、本経費には各国立大学法人の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G(y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 成果を中心とする実績状況に基づく配分

各国立大学法人の教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価し、その結果に基づき配分する部分。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)}$$

(1) $I(y) = I(y-1) \pm V(y)$

(2) $J(y) = J(y)$

(3) $K(y) = K(y-1) \pm W(y)$

I(y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

J(y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

K(y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。
直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。
直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : ミッション実現加速化係数。△1.6%とする。
第4期中期目標期間中に各国立大学法人が蓄積してきた知的資源を活用して社会変革や地域の課題解決に繋げることを通じ、各法人の意識改革を促すための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。
物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」については、令和5年度以降は令和4年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、令和4年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、令和4年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、令和5年度以降は令和4年度予算積算上の金額から「成果を中心とする実績状況に基づく配分」、「法科大学院公的支援見直し分」を0として加減算して試算している。

2. 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|----------|---------|
| 費用の部 | 427,054 |
| 經常費用 | 427,054 |
| 業務費 | 396,456 |
| 教育研究経費 | 56,180 |
| 診療経費 | 74,627 |
| 受託研究費等 | 27,101 |
| 役員人件費 | 1,050 |
| 教員人件費 | 143,307 |
| 職員人件費 | 94,191 |
| 一般管理費 | 8,191 |
| 財務費用 | 1,185 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 21,222 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収入の部 | 429,745 |
| 經常収益 | 429,745 |
| 運営費交付金収益 | 150,876 |
| 授業料収益 | 42,566 |
| 入学金収益 | 6,756 |
| 検定料収益 | 1,292 |
| 附属病院収益 | 179,359 |
| 受託研究等収益 | 27,101 |
| 寄附金収益 | 12,469 |
| 財務収益 | 198 |
| 雑益 | 2,278 |
| 資産見返負債戻入 | 6,850 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | 2,691 |
| 総利益 | 2,691 |

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|---------|
| 資金支出 | 446,125 |
| 業務活動による支出 | 404,647 |
| 投資活動による支出 | 16,327 |
| 財務活動による支出 | 9,617 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 15,534 |
| 資金収入 | 446,125 |
| 業務活動による収入 | 429,745 |
| 運営費交付金による収入 | 150,876 |
| 授業料及び入学料検定料による収入 | 56,562 |
| 附属病院収入 | 179,359 |
| 受託研究等収入 | 27,101 |
| 寄附金収入 | 13,371 |
| その他の収入 | 2,476 |
| 投資活動による収入 | 846 |
| 施設費による収入 | 846 |
| その他の収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前中期目標期間よりの繰越金 | 15,534 |

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。